

諮問案件	適用条例	諮問案件の補足説明（過去の審査会における類似ケースでの議論等を踏まえたもの）		
<p>「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」実施に伴う市民税課税等データの利用について</p>	<p>石狩市個人情報保護条例</p>	<p>市役所内他部署からの個人情報提供について</p>	<p>個人情報データの具体的な提供方法は。</p>	<p>子ども家庭課等担当課のシステムから必要な情報（諮問書記載）のみを切り出してもらい、庁舎内メールあるいは情報記録媒体（USB等）を使用して受領します。</p>
			<p>提供後の個人情報の取扱いや目的外利用後の情報破棄の方法は。</p>	<p>抽出したデータや申請書等の情報管理は、鍵のかかる場所で保管するなど厳重に行い、申請書等の保存年限に従い保存・廃棄します。</p>
			<p>住民基本台帳情報について資料では具体的な言及がないが、必要なのか。</p>	<p>市民税課税情報等と重複する部分があるが、例えば、市民税課税情報上の扶養者と本給付金の支給対象者が合致するとは限らず、住民基本台帳上の世帯情報を確認する必要があると考えられます。</p>
		<p>道から提供を受ける特別児童扶養手当受給者情報について</p>	<p>個人情報データの具体的な提供方法は。</p>	<p>可能となり次第、都道府県から提供を受けることになっていますが、現時点で国から具体的に示されていません。パスワード付きのメール等で情報を受領することになるかと思われます。なお、道と石狩市とは、LGWANという自治体だけのネットワークシステムでメールをやり取りしており、このネットワークは一般のインターネットではなく、外部からネットワーク内の情報を閲覧したり、侵入することはできません。</p>
			<p>提供後の個人情報の取扱いや目的外利用後の情報破棄の方法は。</p>	<p>個人情報の保管や廃棄については市役所内他部署から提供を受けた個人情報と同様の扱いを想定しています。</p>